

電力・ガス取引監視等委員会

第32回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年1月19日（木） 13：00～15：43
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○池田取引監視課長 定刻となりましたので、ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第32回料金制度専門会合第1部を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者・随行者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、松村委員は遅れて御出席、石井オブザーバーは御欠席、安念委員は途中退席の予定でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。以後の議事進行は、山内座長にお願いいたしたく存じます。よろしくお願い申し上げます。

○山内座長 はい。山内でございます。お忙しいところを御参加いただきましてありがとうございます。

本日は、1部、2部という2つの構成になっておりまして、第1部につきましては、議事次第にありますけれども2つの議題ということでもあります。ただ、この議題に入る前に、オブザーバーの一般送配電事業者2社、東北電力ネットワーク及び九州電力送配電より、冒頭で発言をしないと、こういった旨の申入れがございました。したがって、まずは2社から発言を頂きたいと思います。その後、議題に入りたいというふうに思います。そういう進行でよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

まずは、東北電力ネットワークの坂本様より御発言をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○坂本オブザーバー 東北電力ネットワークの社長の坂本でございます。料金制度専門会合の貴重なお時間を頂戴いたしまして大変申し訳ございません。弊社の小売顧客情報の不適切な管理につきまして一言おわび申し上げます。

弊社は、本来非公開とすべきお客様情報につきまして東北電力株式会社の従業員が閲覧可能となっていた事案が判明し、1月13日に電力・ガス取引監視等委員会及び個人情報保護委員会から報告徴収を受領いたしました。お客様や関係する皆様に御心配と御迷惑をおかけしておりますこと、深くおわび申し上げます。先日の本会合におきましても、一般送配電事業者として情報の適正な管理について委員の先生方より御意見を頂戴しておりますことを踏まえ、弊社は本件を真摯に受け止め、早急に事実確認を進めるとともに、原因究明と再発防止対策を検討、策定してまいります。御指導のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○山内座長 それでは、続きまして九州電力送配電・廣渡様より御発言をお願いしたいと思います。

○廣渡オブザーバー 九州電力送配電社長の廣渡でございます。貴重なお時間をお借りして申し訳ございませんが、おわびを申し上げます。

当社は、非公開とすべきお客様情報が九州電力の従業員に閲覧可能となっていた事案について、昨日……（音声混線）

○山内座長 ちょっと混線しているようですね。

○廣渡オブザーバー 電力・ガス取引監視等委員会及び個人情報保護委員会から報告徴収を受領いたしました。本件は、新電力の顧客情報漏えいにつながる重大な事案であり、お客様や関係者の皆様に御心配と御迷惑をお掛けしましたこと、深くおわび申し上げます。今後早急に事実確認を進めるとともに、原因究明と再発防止に向け、真摯に対応してまいりますので、御指導のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山内座長 今、途中で混線したといいますが、ですけれども御発言の趣旨は伝わったかというふうに思っておりますので、このまま進めさせていただきます。

この議案につきましてはまた議題1の中でも触れさせていただきますけれども、事務局から。

○鍋島NW事業監視課長　すみません、冒頭の時間を頂戴して恐縮です。先ほど東北電力ネットワーク及び九州電力送配電からお話がありましたが、今般、関西電力送配電に続きまして情報漏えい事案が判明したところであります。これにつきましては既に電力・ガス取引監視等委員会から報告徴収を実施することになりました。前回会合におきまして西村経済産業大臣が関西電力送配電の事案に関しましてコメントされたことを引用させていただきましたけれども、顧客情報の適切な管理は一般送配電事業者の電気事業法上の義務であります。その業務における中立性・公正性に対する信頼の土台であります。こうした事案はその信頼を大きく損ない、電気事業における小売電気事業者間の公正な競争を揺るがしかねない事案であり、極めて遺憾であると考えております。他方で、前回会合でもありましたが、現在認可申請中の託送料金の審査における取扱いにつきましては、議論もありましたとおり、収入の見通しが承認され、託送供給等約款において費用配賦、レートメイクのみが審査の対象となっているというこの段階においては、制度上は審査に影響を及ぼす要素はないと考えております。他方で、前回会合で松村委員が指摘されたとおり、規制期間中における一般送配電事業者の行為規制の遵守につきましてはサービスレベル等にも関係し得るということですので、第二規制期間に向けて確認していく事項の一つだと事務局としては考えております。

すみません、お時間を頂戴して恐縮です。

○山内座長　ありがとうございます。ということでございますので、先ほども申し上げましたけれども、具体的なやり取り等はまた議題1の中で御発言願いたいというふうに思います。もし御発言の御希望があればですけれども。

それでは、議題1に入りたいと思いますが、議題1は「託送料金の算定における費用配賦、レートメイクの審査について」でございます。これは事務局からまずは御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、資料3につきまして御説明いたします。託送料金の算定における費用配賦、レートメイクの審査についてです。

2ページ目ですけれども、本日の議論内容ですけれども、前回御説明いたしましたとおり、この料金制度専門会合におきましては、この費用配賦及び費用配賦を踏まえたレートメイクにつきまして、ここに掲げられている電気事業法第十八条第三項各号に照らして妥当であるか、御審議いただきたいと考えております。

3ページ目に、前回会合における御指摘事項を掲載しております。

4 ページ目ですけれども、託送料金の電圧別平均単価ということで、各事業者から認可申請がなされたものの平均単価を掲載しております。沖縄電力を除く 9 社においてはおおむね特別高圧が 2 円台、高圧は 4 円台、低圧が 8 ～ 10 円台となっております。このうち、値上がり率、改定率が最も大きいものについてマルで印を付けております。一番大きなものについて最大値をマルで付けております。それで、高圧の改定率が大きくなる傾向にあります。東北電力ネットワーク及び北陸電力送配電につきましてはそれぞれ低圧、それから特別高圧の改定率が最も大きくなっております。その理由といたしまして、※のところで書いておりますけれども、東北電力ネットワークにつきましては最重負荷日が夏期から冬期に変化したということで低圧において最大電力が大幅に増加し、一方で固定費の配分比率は小幅にしか低下しなかったということ。それから、高圧において需要の減少幅が小幅にとどまる中、最大電力の相対的なウエートが減少しているということで、固定費の配分比率が低下したということであり。後で御説明しますが、規則にのっとって計算した結果こうなっているものと承知しております。北陸電力送配電におきましては、複数の大手企業の工場新增設に伴う需要増加等を受けた固定費の配分比率上昇等により特別高圧の改定率が大きくなっております。

5 ページには、各事業者における需要面のデータを掲載しております。なお、この資料上は小数点以下第 1 位までを記載しております。これは見やすさのためですけれども、実際の計算に当たってはもっと細かい何桁もの、細かい数字を用いているケースがあることについて申し添えます。

6 ページ目以降に、費用配賦の前提となる需要や最大電力等の算定について資料を掲載しております。

7 ページ目、8 ページ目は、計算方法につきまして――9 ページ目もですけれども、前回説明した内容ですので割愛させていただきます。

10 ページ目ですけれども、最初のステップといたしまして、この託送料金の算定需要への組替え、諸元の算定ということにつきまして、事務局としまして適切になされていることを確認しました。結果として供給計画の値と整合していることを確認しております。

11 ページ目ですけれども、固定費の配分比率につきましてここで計算しております。また、参考として 2 : 1 : 1 法において各比率がどうなるかということにつきましても、それぞれ年間最大電力、尖頭時責任電力、発受電量というものの比率を掲載しております。

12ページは、それを踏まえた、2 : 1 : 1 法でどのように各電圧に配分されるのかというデータを掲載しております。

13ページですけれども、これは御参考までということですので、こういうふうに配分比率が変化した背景につきまして、事務局としての見方を書いております。固定費の配分比率につきましては、低圧につきましては節電・省エネ進展、それから家庭用太陽光発電の普及拡大の影響で配分比率が大幅に低下しております。そうした反動で、他の電圧の配分比率が押し上げられております。各社とも、スマートメーターの実測データを活用して、電気の使われ方の実態を反映した値になっております。節電・省エネの進展、太陽光発電普及拡大などにより、電気の使われ方も変化しております。そうしたことを反映した結果となっていると理解しております。

14ページ目以下は各社のデータを掲載しておりますので、これは御覧いただければと思います。説明は省略させていただきます。

24ページ目、3 重要種別への配分までの各整理段階における費用配分の適切性についてということですので、25ページですが、3 需要種別への配分までの各整理段階における費用配分についてということですので、この費用配賦が料金算定規則、託送供給等約款料金算定規則に基づいて適切に行われていることを事務局で確認いたしました。なお、この託送供給等約款料金算定規則上におきましても、一部のプロセスにおいてはいわゆる事業者ルール適用が認められております。これは、より実態に即した配分が認められている部分がございます、そうしたところについても確認しております。以上を踏まえて、各社とも適切に費用配賦が実施されていると判断できると考えております。

各社のデータにつきましては27ページ以降に記載しております。それぞれ各社から提出のあった資料です。

37ページ目以降、いわゆるレートメイクにつきまして御説明いたします。

38ページ目ですけれども、料金メニュー別の想定需要の算定ということですので、こちらにつきましては、特別高圧、高圧、低圧ごとに整理された想定電力量を基に想定需要を適切に算定していることを確認いたしました。

その後、39ページですけれども、収入の見通しを上回らないことの確認についてですけれども、各社から39ページの表のような形で料金メニューの単位と単価について提出があり、それに事務局において想定需要を突き合わせて、想定収入を下記に計算し、その合計が収入の見通しと一致しているか、上回っていないかを確認しました。全ての表を掲載す

ると細かくなり過ぎますので、40ページに表を、その整理したものを掲載しております。

電圧別に、基本料金、電力量料金、定額料金と分けまして、小計を書いた上で近接性評価割引額等を掲載した上で合計額を掲載しております。ですから、想定収入がこの合計のところの太字になっている部分でありまして、一方で、12月に議論いただき経済産業大臣によって承認された収入の見通しが一番下の行になっております。全て一致しております。一致といいますか、上回らないことの確認をしております。

41ページまで資料が続きまして、最後、42ページにおきまして基本料金の回収比率を掲載しております。前回は議論になった基本料金による回収比率ですが、今回申請時は現行の託送料金原価よりも基本料金回収比率が高くなっております。それぞれ各社のお考えによってこの比率はばらつきがありますが、特にもともとその配分比率が高かったところはその分少し伸びがとどまっているというか、いろいろなことはありますが、総じて高くなっていることについて御報告をいたします。この点については御確認いただければと思います。

その上で、43ページで審査結果案を掲載しております。審査結果案ですが、各一般送配電事業者より、2022年12月27日付で経済産業大臣宛てに電気事業法第十八条第一項に基づく認可申請がなされた「託送供給等約款」のうち、費用配賦及び費用配賦を踏まえたレートメイクについて、ここからが価値判断ですけれども、「各社とも一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則等を踏まえた対応が適切になされており、また電気事業法第十八条第三項各号に照らし妥当であり、問題ないことが確認された。上記の審査結果については、今後、電力・ガス取引監視等委員会に報告することとしたい。」これを料金制度専門会合の審査結果としてどうするかということについて御審議いただきたいと考えております。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、資料3、費用配賦とレートメイク、これについて皆さんの御意見、御指摘を伺いたいと思います。どなたか御発言の御希望はいらっしゃいますか。

河野委員、どうぞ御発言ください。

○河野委員 日本消費者協会の河野でございます。

ただいま託送料金の費用配賦、レートメイクの御提案を頂いているところですが、その前に、先ほど委員長がお話しくださっていました東北電力、それから九州電力両社から御報告いただいた情報漏えいの件について発言させていただきたいと思います。

前回、新しい託送料金制度の運用実務を担う事業者に対して、コンプライアンスとガバ

ナンスに関する社会からの不信感について、大いに遺憾である旨を申し上げました。その後の調査で、同様の不祥事が1社にとどまらないという状況となっていることにも怒りを禁じ得ないところでございます。他方、レベニューキャップ制度の制度設計と託送料金の決定過程においては、料金制度専門会合の公開の場で今日まで公正な判断が行われていることは間違いございません。一連の不祥事に対してはしっかりと調査の下で厳正に対処していただき、現在審議継続している託送料金制度の施行や運用に大きな影響のないように、切り分けた対応をお願いしたいと思っております。

その上で、すみません、続けて。審査結果については考え方も分かりましたし、特段最終結果に異議があるところではございません。また、このところ電気料金の全体の値上げというのが家計にとっても大きく響いていますけれども、細々とやってきた家庭での節電・省エネ努力が固定費の配分に少なからず効果があることが分かって、今後に向けて私たちにできることということで、インセンティブにつながるというふうに思いました。

最後に、これはこの後御説明があるかどうか分かりませんが、資料として公開いただいている託送料金の収入上限認可に関する『国民の声』についてなんですけれども、1点目に書いてくださっている質問の内容が、今現在多くの国民の理解の現状を表しているというふうに思っています。回答いただいているように、送配電部門が担っている、またこれから担っていくことになる、安心して電気を使える環境の維持に対する適切な投資と実行、またそこから得られる効果については、事業者の皆さんが今後自らしっかりと周知・広報してくださることを望みます。それから、もう当然のことながら経営姿勢に関しましては厳しい目で見られているということもぜひ自覚していただきたいと思います。

私から以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございました。『国民の声』については後ほど議題として取り上げるということでございますので、今御発言いただいてももちろん結構でございますけれども、その予定にはなっております。

ほかに御発言の御希望はいらっしゃいますか。

今、河野委員にありましたように、基本的にこれ、費用配賦とレートメイクはルールに従ってやっているということを確認しての、これは基本でありますので、そういったところでございます。

ほかに御発言はございますかね。特によろしゅうございますか。

それでは、先ほどの東北と九州の件につきましては、何かありますか、事務局。今、河

野委員からもありましたけれども。

○鍋島NW事業監視課長 東北、九州の事案につきましては、電力・ガス取引監視等委員会の本委員会の御指示を踏まえまして原因の究明等を行ってまいりたいと思います。必要な対応を採ってまいりたいと考えております。『国民の声』の関係につきましては、次の議題で御説明させていただきます。

○山内座長 それでは、先ほど御意見をと言ったところで言い忘れましたけれども、いつものとおりTeamsの挙手機能でお知らせいただくということになっておりますので、よろしく願います。挙手機能かどうか分からなかったから発言ができなかったという方は特にいらっしゃいませんか。大丈夫ですか。

それでは、基本的にこの議題1については特に異論はなかったというふうに考えております。

それでは、第1部の2番目の議題、『国民の声』という、今河野委員からも御発言がありましたけれども、この見解について、まずは事務局から御説明いただこうかと思います。よろしく願います。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料4につきまして御説明いたします。

『国民の声』につきましては、前回の会合でも御説明したとおり、資源エネルギー庁において実施しているものでございますけれども、今回御意見が寄せられました。これにつきまして資源エネルギー庁から情報提供を受けたところです。当委員会としての見解を作りましたので、これで妥当かどうか御確認いただければと考えております。

頂いた御意見ですけれども、1点目ですけれども、御意見の内容は、「レベニューキャップ制度の導入に伴って各社で託送料金が上がるようですが、何のためにレベニューキャップ制度にするのか理由を教えてください。現行の総括原価方式は必要な費用を計上して、料金が定まっていると理解しております。総括原価より託送料金が上がるということは、これまで赤字で託送業務を行っていたということでしょうか。電力会社の送配電部門の決算を見るとそうでもないように見えます。レベニューキャップ制度導入により、算定された金額から下がった分は送配電事業者の利益となりますが、算定金額を上げることは送配電事業者の利益が出しやすい制度への変更に見えてしまいます。国民負担の増加につながるののでしっかりと費用算定は行ってください」、こうした御意見を頂いております。これについての見解でございますけれども、「レベニューキャップ制度につきましては、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化や

レジリエンス強化等を図ることを導入の目的としております。このため、「収入の見通し」のプロセスですが、各社に対して事業計画の提出を求めて、この算定の基礎となる費用等を基にした「収入の見通し」を承認することとしております。既に承認されたことでありますが、今後、一般送配電事業者各社は、レジリエンス強化や再エネ導入拡大のために投資を拡大することを計画しており、託送料金の上昇はそうした投資にも充てられます」ということを述べた上で、あとは少し省略して御説明しますが、現行の総括原価については、その事業報酬を加えた額を託送料金で回収していると。費用を託送料金で回収するというようにしてございまして、その範囲に収めることで赤字を回避するということができますが、これに対してレベニューキャップ制度におきましては、効率化努力の成果については、実績費用が期初に見積もった費用を下回った場合に半額のみ持ち越しを認めるということとしております。ですから、全額ではなくて半額であると。それから、事業計画を定めていただきますので、それを達成できなかった場合にはその規制期間で調整するという制度設計になっております。ですから、事業計画を、レジリエンス強化、それから再エネ主力電源化という、そういう事業計画をきちんと実行していただくということが前提となっている、こういう制度設計になっております。このレベニューキャップ制度の導入に向けたこの「収入の見通し」の審査は、既に厳格に実施して承認がなされていると、こうした回答をまとめております。

それから、あと2点ほど御意見を頂いてございまして、工事費負担金に関しまして、「再接続のための系統増強が費用として計上されていますが、系統負担金は発生しないということでしょうか」ということですが、この系統負担金の話でカバーできないような上位系統等における必要な工事につきまして、費用が従来より増加していると承知しております。工事費負担金については、これは料金制度専門会合というよりは本委員会のほうで審議する内容でございますけれども、変更はないところでございます。

それから、事業計画につきまして、このレジリエンス強化のための取組がちゃんとなされているのかというような御指摘も頂いております。これにつきましては、この指針において各社が一定期間に達成すべき目標を明示して事業計画を策定するというようになっておりますし、その策定に当たってステークホルダー協議を行うことも求めましたということでもあります。「なお」ということですが、「収入の見通し」については、プロセスとしてはもう既に承認されているということも申し添えております。

この3点に対しての見解をまとめましたので、御確認いただければ幸いです。

○山内座長 ありがとうございました。

今事務局からあったように、この意見内容等、見解について皆さんに御確認いただくという話をしておりますけれども、何か御発言の御希望はいらっしゃいますかね。先ほど言いましたけれども、挙手機能でお知らせいただければと思います。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 先ほどは先走って大変申し訳ございませんでした。改めまして、この制度がスタートする4月まで、それからそれ以降に関しましても、この制度の社会的な便益というところにやはり軸足を置いて、しっかりと周知・広報をしていただきたいということを改めてお願いしたいと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

そのほか。圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員 1点目の質問に対しての見解です。基本的にこのとおりでいいと思いますが、今回のレベニューキャップ査定で大きな特徴だと思うのは、非常に超長期の事業計画、特に高経年化対策を各社に立てていただいたことです。超長期の流れの中で、向こう5年間こういった投資が必要だという説得力のある計画と数字を出していただきました。そこを、この見解を読むと、4行目ですかね、「事業計画」って一言で書いてあるのですが、一般消費者の方に少し伝わりにくいのではと思うので、どこかに「長期の」とか「超長期の」といった文言を入れて、意味合いが伝わるようにしたらいいのではと思いました。つまり、単年度で査定をやって、ぎゅうぎゅう絞って、安い託送料金が維持されたとしても、高経年化対策で急激に膨れ上がるリスクもあるわけで、そういった事態を避けるために、計画的に、超長期に、なだらかに増えるときは増えて、なだらかに下がる時は下がるという形でコントロールしてもらうためにもこれを行っている。それがレジリエンスの強化にもつながるのだということが伝わるように書いたほうがいいのではと思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに御発言の御希望はいらっしゃいますか。では、よろしければ事務局のほうから何か。

○鍋島NW事業監視課長 先ほど河野委員、圓尾委員から御意見を頂きまして、圓尾委員からは修正の御提案、御意見を頂きましたと。そういうふうに認識しております。修正

の方向性につきましては、よろしければ山内座長とも相談させていただきたいのですけれども、ちょっとこの段階では具体的に修正案というふうに御提示するよりは、そういうふうにさせていただきたいなと思うんですけれども、ちょっとそういう点についても御確認いただければと思います。

○山内座長　　今ありましたように、事務局のほうで修正について今の御意見を踏まえて考えていただいて、私と相談させていただくということで、それでよろしいでしょうか。もしも非常に重要な問題があれば、またちょっと御発言された方にも御相談申し上げますけれども、基本的に一任ということでよろしゅうございますか。

○圓尾委員　　私はそれで結構です。よろしくお願いします。

○山内座長　　ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

第1部については以上でよろしゅうございますでしょうか。これで議題終了ということになりますので。事務局のほうから何か。

○鍋島NW事業監視課長　一言だけ発言をさせていただければ幸いですが、最後に。よろしゅうございますか。

○山内座長　　そうですね。

○鍋島NW事業監視課長　ありがとうございます。今回各社から提出があった託送供給等約款を審査いただきました。今後、本委員会におきまして経済産業大臣への意見回答を行い、託送供給等約款が認可される運びとなりましたら、今年4月1日からの新たな託送料金の適用に向けて各事業者において準備・周知等が行われることとなります。これに関連して、新たな託送料金を踏まえた最終保障供給約款、離島等供給約款等の届出も行われる見通しではありますが、これらについては届出でありますので、認可等の行政処分を伴うものではありませんので、要するにレベニューキャップ制度に関しての審査対応は今回で一区切りとなります。終了となります。これまで、委員、オブザーバーの皆様には、大変御多忙のところ、非常にたくさんの議論を重ねていただきました。大変ありがとうございました。今後は、今般の検証過程で頂いた御意見等を踏まえまして、第二規制期間以降に向けた必要な対応・検討事項について着手してまいります。料金制度専門会合にも御報告し、議論いただくことにもなろうかと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○山内座長　　ありがとうございました。そうです、重要な点が落っこちていまして、レベニューキャップは今回初めてこれをやってみて、いろいろ工夫すべき点とか、恐らくま

た考え直すところというのもあると思いますし、そういうワーキングもやっていただいているので、その議論があるかとは思いますが、一応一旦ここで今回の託送料金の申請については終了ということになりますので、皆さん本当にありがとうございました。

それでは、第1部の議題はこれで終了ということです。一旦事務局で進行をお願いしたいと思います。

○池田取引監視課長　ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第32回料金制度専門会合第2部を開催いたします。

私は、事務局、取引監視課長の池田です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、オブザーバーとして東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力が出席されておりますので、各議題について直接御質問されるということでも構いません。

以降の議事進行は山内座長をお願いいたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長　それでは、再び進行させていただきますけれども、第2部ですけれども、次第には(3)と書いてありますが、3番目の議題に入りますけれども、その前に、これにつきましてオブザーバーの東北電力より冒頭で発言させていただきたいと、こういう申出がございました。先ほどと同じように、まずはこれを伺いたいと思います。その後に議題3に進みたいと思います。そういう進行でよろしゅうございますかね。

それでは、東北電力・石山様より御発言を願いたいと思います。

○石山オブザーバー　東北電力の副社長の石山でございます。料金審査専門会合の貴重なお時間を頂戴して、一言おわび申し上げます。

先ほど東北電力ネットワークからも発言がございましたが、同社の管理する端末を使用して弊社の社員が他の小売電気事業者のお客様情報を閲覧していた事案が発生をし、弊社も電力・ガス取引監視等委員会及び個人情報保護委員会から報告徴収を受領しております。お客様や関係する皆様には御心配と御迷惑をお掛けしております。この場を借りて深くおわびを申し上げます。弊社といたしまして今回の事案を重く受け止め、本件に関し早急に事実確認を進めるとともに、原因の究明と再発防止対策の検討、策定を行ってまいります。誠に申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○山内座長　ということでございます。

それでは、議事に移りたいと思います。

議題3「これまでに委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況について」でございま

す。

その前に、今、東北電力・石山様より御発言がございましたが、先ほど第1部でも一般送配電事業者における情報漏えい事案について御発言がございました。ただいまの東北電力からの発言について、皆様から追加で御質問、御意見がございましたら御発言を願いますが、何かございますでしょうか。

それでは、よろしければ、また何かありましたら追加で発言していただきます。

それでは、事務局からのコメントをお願いいたします。

○池田取引監視課長　東北電力から御発言を頂戴いたしました件につきましては、現在報告徴収を掛けて調査を行っているところですが、関西電力、関西送配電の事案の際に、西村経済産業大臣からのコメントが出されているように、顧客情報の適切な管理は一般送配電事業者の電気事業法上の義務があり、その業務における中立性・効率性に対する信頼の土台でございます。本件はその信頼を大きく損ない、電気事業における小売電気事業者間の公正な競争を揺るがしかねない事案であり、極めて遺憾であると理解しております。現在、ほかの会社にも緊急点検を要請しているところですが、東北電力を含め、各小売電気事業者におかれましては、電気事業における小売電気事業者間の公正な競争が行われるよう十分御留意いただきたいと思いますし、私ども監視等委員会としてもしっかり事実関係を確認し、厳正な対応を検討してまいりたいと考えております。他方で、現在認可申請中の小売規制料金における取扱いについては燃料価格の高騰等を受けて申請がなされたものであり、これとは切り分けて審査を行っていきたいと考えております。

以上です。

○山内座長　ありがとうございました。

それでは、御指摘のような形の進行でよろしくお願ひしたいと思ひます。

失礼しました。それでは、議題3ということでありまして、「これまで委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況」ということでございます。資料5―1、5―2について、これは事務局から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長　前回会合では御発言の時間が確保できなかったことから、書面で追加の御意見を頂戴いたしました。これを踏まえて、この資料5―1は、この書面による追加の御意見について事務局で項目別に取りまとめさせていただいたものでございます。

そして、委員から頂いた意見としましては、まず3ページ目、まず圓尾委員からは、人員計画、人件費について、北陸電力からの御回答について、人員構成がいびつになってお

り、これを是正するために採用を増やしたということで理解した旨の御意見がありました。

また、次は4ページでございますけれども、川合委員からは、各事業者への質問と、あとは事務局への御意見と、それぞれ提出されておまして、各事業者への御意見・御質問としましては、燃料調達コストの資源価格と用船料への分解及び用船料の管理状況の確認。次に、港湾の使用により着岸可能な船のサイズに制約がある場合の運送料の違いと、その場合のコスト削減努力の確認。あと、3つ目に、石炭のスポット価格形成に対する日本の電力会社の影響度合いの確認ということについて御意見・御質問がございました。

5ページ目でございますけれども、また事務局に対しましては燃料費調整制度における調達コスト削減、インセンティブ付与の検討、あとは申請価格を申請直近3か月間の為替ベースで織り込む現制度の適切性の検討ということについて御指摘を頂戴しております。

次に、6ページ目に移りまして、松村委員からは、仮に全ての電力会社が比較的安価なA国からの石炭の輸入ということを高額なB国からの輸入に全面的に切り替えるとなると、燃調制度によって料金の面で差益額を生じるということについての問題提起と改善策の提案があったところでございます。

そして、7ページ目につきまして、圓尾委員からは、更に輸入船の航海日数の違いによる価格補正について原則として認めるべきではないと思う。一方で、ウクライナ問題によって代替を余儀なくされた場合は、これに限って認めてもよいのではないかと。あとは、調達国比率については、より単価の低い国からの調達を増やすインセンティブを持たせるためにも、全日本通関を用いるべきではないかと。あとは、カロリーベースで見たときに、各社の調達単価が幾らになるのかということの御確認ということをお願いしております。

これらについてはまた事務局のほうでいろいろ整理検討、あるいは各事業者に対して照会等をして、また次回以降対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。前回事業者の方からいろいろ御説明を頂いたこともあり、時間が足りなくなりまして、皆さんに後からいろいろな御指摘あるいは御質問を頂いたというところでございまして、主立ったところを今御説明いただきましたが、これについて何か追加的に御発言等はございますか。

一応報告ということですので、何かありましたら後ほどまた事務局にお知らせいただければと思います。

では、進行させていただきます。議題4ですけれども、これは「原子力バックエンド費

用について」の問題であります。まずは、バックエンドコストについて事務局から御説明いただきまして、それから本題につきましては四国電力からも御説明がございます。事務局の資料説明の後に説明していただきます。その後に質疑の時間を取らせていただきたいと思います。

それでは、資料6ですね、事務局からお願いいたします。

○池田取引監視課長　まず、内容に入る前に、この点おわびがございます。資料6の3ページ目でございますが、ここに「原子力バックエンド費用の概要」ということで並んでおりますが、この下から3行目の「事業報酬（核燃料資産等）」というところでございまして、「設備投資で議論」というふうになっておりますが、それは正しくは「事業報酬で議論」、今回議論ということでございます。大変恐縮ではございますが、この会合終了後に資料を修正してホームページに掲載するという御了解いただければと思います。

では、続きまして中身の話に入らせていただきます。原子力バックエンド費用の主な論点ということでございます。

まず、3ページ目は今訂正したところでございまして、既に燃料費の回で御議論いただいた核燃料費や、本日この後御議論いただく原子力発電設備に係る減価償却費など、各種費用項目がございまして、原子力バックエンド費用として御審議いただく費用項目はこの黄色網掛けの部分となります。

次、4ページでございます。原子力バックエンド費用とは各燃料サイクルの中で発生する費用となっておりまして、使用済み核燃料をMOX燃料に加工し、原子力発電所で再利用するというサイクルになっており、使用済燃料再処理等拠出金発電費は再処理工場において再処理を行うための費用となっております。2つ目の特定放射性廃棄物処分費というのは、MOX燃料に加工した後に発生する高レベル放射性廃棄物の処理費用。3つ目の原子力発電施設解体費ですが、原子力発電所の解体費用を発電所が運転する間から引当金として積立てをして、解体に向けた準備を行う費用となっております。

続きまして、5ページ、料金算定規則上、原子力バックエンド費用は実績値及び供給計画等を基に算定することとなっておりますが、この下の審査要領には具体的な規定は設けられておりません。しかし、3つの費用いずれもこれで算定方法が具体的に規定されて拠出が義務化されていますので、この基本的考え方の第2項のとおり、法令で定められた算定方法に沿って適切に算定されているかということが論点となるところでございます。

6ページからが使用済燃料再処理等拠出金発電費でございます。これは、原子力発電に

おける使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の規定に基づきまして、原子力事業者から使用済燃料再処理機構に納付する拠出金でございまして、ここの第四条で各年度納付しなければならないとされております。

それで、拠出金の額は法律の中で具体的に規定されておまして、8ページでございます。経済産業大臣の認可を受けた拠出金単価に、使用済燃料の量を乗じて算定することとされてございます。拠出金単価は機構が省令で定める基準に従い定めまして、大臣の認可を受けて各社に通知することとなっております。拠出金単価は毎年6月頃に認可と各社への通知が行われますが、2016年にこの制度ができてから、グラム当たり531円のまま変わってございません。それと、使用済核燃料の量の算定方法については東北・四国・北陸・中国でフォーミュラが異なっているようにも見えますが、これは、前者は機構に提出する拠出金申告書に使用済核燃料を計算するシートがございまして、これに準拠したものとなっております。後者は2016年以前の旧再処理等積立金法時代の算定方法に準拠した計算方法を採用しているということによるものでございます。しかし、ここの注釈に書いてございますとおり、この3つの計算方法については数学的には全く同じものであるということが確認できてございまして、各社の違いはないということでございます。

続きまして、9ページ目は各社の申請内容でございまして、10ページはその内訳でございます。531円という単価と、先ほどの計算式で算定した発生量を掛けて必要な金額を計算するというところでございます。北陸電力だけ、2023年度、2024年度の計上がございませんが、これは、拠出金は運転に伴って発生する使用済核燃料ごとに計算することとされており、志賀2号機の再稼働を2026年1月と見込んでいることによるものでございます。

次に、12ページ目に移りまして、審査に係る論点としては、正しく計算されているかということでございます。2つ目のポツは、東北電力にバックデータの提出を求めたところ、2025年度について燃料の量を誤ったことによって使用済核燃料発生量を過大に算定していた旨の報告があつて、修正を反映した料金原価に補正させる予定でございます。

次に、13ページ目から、特定放射性廃棄物処分費でございます。

14ページでございしますが、これは「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づいて、原子力発電環境整備機構に給付することが義務付けられている費用ということでございます。条文上は、事業者は使用済燃料の再処理を行った後に生ずる放射性廃棄物の処分費用に必要な費用に充てるため、毎年機構に対し拠出金を納付しなければならないとされております。また、第2項から第4項では拠出金の額の算定方法が規定されてござい

して、その説明が16ページ目になります。

抛出金の額は、省令で定められた抛出金単価に、前年1月1日から12月31日までの運転に伴って生じた使用済燃料に係るガラス固化体の発生量を乗じて算定することとされております。単価は毎年見直しが行われてございまして、直近の単価は2022年1月末に改定された単価ということでございます。これは19ページ目でございますけれども。あと、ガラス固化体発生量の計算方法も省令に規定されてございます。

ちょっとページが戻りまして、17ページが各社からの申請内容でございまして、東北と中国は、2022年1月に改定された抛出金単価、約1億4,000万円を使って計算してございます。これは間もなく1億6,000万円に単価の改定が見込まれるところでございます。逆に、四国電力は将来の省令改正の単価を1億7,000万円と見込んで原価を算定しております。

またちょっと19ページ目の図に戻りまして、このため、東北・中国については、要は赤字の1億4,000万円で申請してきているわけですが、今度、近々青字の1億6,000万円に単価が改定された場合は、それを反映してよいかということが論点となります。他方、四国電力については、この緑の部分を将来の単価として四国電力自らが見込んで、1億7,000万円と見込んで料金原価を算定していますが、これをよしとするか否かも論点となるところでございます。ちなみに、この単価というのは、資源エネルギー庁が廃棄物処分に係る総費用や総本数といったものを基に、現在価値を反映させて算定させているものということになります。

次に、20ページ目からが3つ目の原子力発電施設解体費でございます。

21ページでございますが、原子力発電施設解体費は、原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づいて、原子力発電施設の解体に必要な費用を引き当てるのが義務付けられているということでございます。省令では、発電事業者は毎事業年度、原子力発電施設ごとに当該引当金を積み立てなければならないと規定してございまして、次のページですが算定方法も省令で定められてございまして、まず各事業者が発電施設ごとに毎年解体費用の総見積額を算定しまして、それは経済産業大臣の承認を受けることとなっておりまして、この総見積額Aを基に、これまで積み立てられた総額Bを減じて、解体が始まった場合には取り崩された分Cを戻しまして、残りの積立期間をDで割って1か月当たりの額を出し、それに更に当該事業年度の月数を掛けて算出するというようになります。

23ページ目でございますが、これは引当金算定に用いられた総見積額と、事業者ごと、

年度ごと、発電施設ごとに記載したものでございまして、黄色網掛けは廃炉が決まっているものでございまして、あと太字はもう既に大臣の承認を受けた見積額でございまして、廃炉が決まったものは当該金額で固定されることとなりますが、そうでない施設については毎年承認を受けることとなると。つまり、将来の値は未確定ということになります。この点、東北電力、北陸電力、中国電力は、2021年度の実績値をもって原価算定期間の算定を行っている。つまり、例えば女川2号機であれば654億500万円という値がずっと維持されているということになりますが、他方、四国電力は伊方3号機について物価のエスカレーションを見込んだものとなってございます。また、廃炉が決まった伊方1号機・2号機は、総見積額は固定されているものの、24ページでございすけれども、この解体引当金は物価のエスカレーションを見込んでいたものとなってございまして、その結果、ほかの会社と異なり、解体引当金の額も年々動く結果となってございます。

次に、26ページ目でございまして、この点についての論点でございすますが、今回の四国電力が物価のエスカレーションを見込んでいることについてどう考えるかという点が論点になるものと考えられるところでございす。

説明は以上でございす。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、四国電力の宮本様から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宮本オブザーバー 四国電力の宮本でございす。それでは、御説明させていただきます。

先ほど御説明いただきましたように、当社は過去の実績を原価算定期間の費用の見積もりに反映して算定しているところがございすので、その考え方を説明させていただきます。

まず、特定放射性廃棄物処分費に係る拠出金単価の当社想定についてでございす。参考資料のほうで御説明いたしたいので、参考資料4の5ページ目を御覧ください。今回原価では、過去5年間の実績の単価から2023年の単価として約1.7億円と想定し、原価算定期間の3年間は据え置いたことに加えて、発電電力量は増加しているということから、前回原価と比べて25億円増加しております。

続いて、その1.7億円の拠出金単価の想定方法について、次の6ページで御説明いたします。拠出金単価は、資料に記載の算定式に基づきまして毎年経済産業省令で定められま

す。このうち、最終処分に必要な費用の総額は、前提条件や最新価格の更新を行い、直近10年間ににおける10年国債の応募者利回りと、消費者物価指数の実績平均の差から求められる割引率で現在価値としてございます。2023年の抛出金単価に用いる割引率は、過去10年間ににおける10年国債の応募者利回りの実績平均の0.197と、消費者物価指数の実績平均を0.68%というふうに想定し、その差のマイナス0.5%というふうに算定しております。

また、割引率と実績単価の相関について6ページの右下の赤いグラフで書いてございますが、割引率が0.1%変わると約717万円上昇するという傾きがございますので、2023年の抛出金単価といたしましては、2021年の実績の約1.4億円に0.5%と0.1%の差の部分を考慮して約1.7億円という想定とした上で、原価算定期間の3年間はそれで据え置きとしております。

続きまして、原子力発電施設解体費の総見積額上振れの想定の方法でございます。同じく参考資料4の9ページ、最後のページを御覧ください。解体費の総見積額算定に用いる係数は、過去5年間のエスカレの実績を平均して算定しております。昨今の情勢を踏まえると今後も物価上昇によりエスカレ上昇が想定されるところではございますが、2022年度以降の係数は、現時点で確定済みである2021年度のエスカレ実績を2022年度以降も継続するという横置きの想定として判定してございます。

伊方1・2号のほうについて、総見積額は廃炉後に確定しておりまして、定期積立分としてそれを計上してございます。それに加えて、実際の会計処理といたしましては、物価上昇等による将来的な引当不足を回避するということから、エスカレ上昇による上振れ分は当期以前の事象に起因して将来的に発生の可能性が高く、合理的に見積もることが可能な費用を当期に引当計上するという会計の考え方に基つきまして、当期の引当額に計上しているという処理をしてございます。それに基づいて、原価算定期間についても過去の実績のエスカレを反映した見積額を引き当てるということで織り込んでございます。

一方、運転中の伊方3号については、解体引当金省令に基づいて過去のエスカレの上昇を踏まえた各年度の総見積額を毎年再算定しておりまして、その算定結果で積立期間の残りの残存年数に応じて引当しているという処理を実際にはしております。その考え方を原価算定期間においても踏襲するというで織り込んでおります。

四国電力からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、議題3の事務局及び事業者からの説明について、皆様からの御発言を願いた

と思います。Teamsの挙手機能です。それでお知らせください。どなたかいらっしゃいますでしょうかね。

平瀬さんですか。それでは、どうぞ御発言ください。

○平瀬委員 平瀬です。拠出金発電費とか特定放射性廃棄物処分費のように幾つかの論点がありますが、エスカレーターの度合いがそれほど大きくない項目については大きな問題にはならないと思いますが、特定放射性廃棄物処分費のように度合いが大きになると事業者様においては大きな問題になると推測いたします。この問題は、参照期間と、法令改正時期と、そのルールを実際に適用する期間との間に最大で1年以上のラグがあるというようなことが抜本的な問題ですので、本来であればこの期間を、ラグ期間を短くするということが根本的な見直しにはなるとと思いますが、何せ法令に関することですので、そう簡単には実現し得ないとは認識しておりますものの、何らかの修正の必要性をここで発信していく必要があるのではないかと思います。

他方、今現状において、四国電力様がされているようなこういうエスカレーションの係数をどうするかという点ですけれども、資源エネルギー庁のほうで公開されている単価の算出手法などに基づいて計算されていると事務局から事前に説明を受けましたけれども、係数など、その詳細な部分までは資源エネルギー庁で公開されていないところに、幾分の推測を交えて計算されているという説明を受けました。もし違っていたら教えていただきたいですけれども、完全に公開されていない数字を使ってエスカレーションの算定をしているという意味では、やはり認めるのはちょっと難しいのではないかと私は個人的に思います。ただ、先ほど、さきにも申しましたように、何らかのエスカレーションに対する救済措置のようなものは代替手段として事務局ともに何か考えていく、後で補正を認めるような措置を採るとか採らないとか、代替手段は考える必要があるのではないかと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

そのほかにいらっしゃいますか。圓尾委員のお手が挙がりました。圓尾委員、どうぞ御発言ください。

○圓尾委員 私も平瀬委員とほぼ同じ意見なので、あまり繰り返して言うこともないです。四国電力さんのおっしゃることも非常によく分かるというか、蓋を開けてみれば結果的にこういう数値になるのだらうなという気はします。ただ、確定したものではないところを推測、高い確率だとは思いますが、推測してエスカレーションを入れるのは、やは

り国が決めた値を使うという大前提から逸脱するというか、何か示唆を事前に与えてしまう形になるのもまずいと思います。これに関しては直近で、一番直近で出ている実績値を使うのが、料金算定上はしようがないのかなと思います。実際の数値がどうなるか、どう算定すべきかはエネ庁のほうに任せて、また場が違うところで考えるしかないと思っております。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

ほかの方はいかがですか。

今ポイントとして、四国電力の御提案されているエスカレーションのことについてあったわけですが、そのほかの点。これも計算の仕方はいろいろと規定されているので、それに従ってということ。

河野委員、どうぞ。

○河野委員　ありがとうございます。原子力のバックエンド費用については、算定式や考え方については法定の共通ルールに従うという前提は理解しております。また、四国電力様からの将来予測に基づいての原価の計上ですが、少なくとも今回の値上げ申請審議中に経産大臣から示される最新の数値を採用するということとどめておいていただければというふうに思っております。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

ほかにはいかがですかね。

平瀬委員からありましたように、やり方だけで全ては解決しないかも分からないけれど、とにかく法に従ってというのが皆さんの共通した御指摘かなというふうに思っておりますけれども。もしくは事務局のほうから何かコメントありますか。

○池田取引監視課長　今の点につきましては、各委員から、実際の問題はさておき、料金算定のルールにのっとってやるべきだという御指摘を踏まえて、ちょっとまた事務局のほうとして引き続き審査を進めていきたいというふうに考えます。

○山内座長　よろしいですかね。

それでは、議題5に移りたいと思います。議題5は「設備投資・事業報酬について」であります。事務局から御説明を頂きますけれども、本議題については東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力からも御説明がございますので、事務局の後に御説明いた

だいて、その後に質疑とさせていただきます。説明は7―1と7―2ですね。これは事務局から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長　それでは、資料7―1を御覧いただきたいと思います。

まずは、設備投資ということで、2ページ目、本日御議論いただきたい点でございますが、ここでお示しさせていただく論点とします主な論点を例示させたものであり、幅広く他にどのような論点があるか、幅広く御議論いただきたいと思います。これは事業報酬についても同様でございます。

次に、3ページ目でございますが、設備投資についてはフローとストックの両方の観点から審査を行っていくということでございまして、4ページ目の図を御覧いただきたいんですけども、これは設備投資と事業報酬と料金原価の関係について示したものでございます。設備投資は、建設・運用・除却というフローにあるわけでございますが、まず建設のところでは、設備投資を行っていくにつれ建設仮勘定が積み上がっていき、工事が完了して運用開始されると電気事業固定資産として簿価が計上され、減価償却費で償却されていって、最後に除却のところでは除却費と売却価格が出るという流れになります。そして、この中で減価償却費と除却費が営業費に算入され、他方、建設仮勘定の簿価——これは2分の1を掛けるわけですけども、あと電気事業固定資産の簿価のストックが事業資産として計上され、これがレートベースというのですが、これに事業報酬率を掛けて事業報酬が算定されるという関係にございます。

そして、次に3ページに戻りまして、フローの観点としては、適正な時期に適正な設備工事・設備除却が行われているか。あと、ストックの観点としては、不使用設備等が原価に算入されていないかというのが論点となります。これらの点につきましては、今後事務局において実施する特別監査において帳票類をしっかりと見ていきたいと考えてございます。

次に、5ページ、料金算定規則上の取扱いでございますが、減価償却費・固定資産除却費は、この三条2項で供給計画等を基に算定すると。あと、6ページに行きまして、四条4項で電気事業固定資産や建設仮勘定の平均簿価価格などがレートベース算定の基礎となるとされております。

さらに、審査要領では、7ページでございますが、減価償却費については、不使用設備等や著しく低い稼働率となっている設備に係るものは原価算入を認めないといったことが規定されてございます。

8 ページは、設備投資に係る以上の論点をまとめたものでございまして、1 ポツのとおり、事業想定・供給力と整合的な計画になっているか。特に、原価算定期間に織り込んだ設備投資の対象は、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備であり、経済合理性があるものか。あと、設備投資の実施時期は適正か。

2 ポツ目は飛ばしまして、3 ポツ目のとおり、減価償却費について、真に不可欠な設備のみ織り込まれており、かつ、定率法及び定額法により適正に算定されているか。また、著しく低稼働な設備に係る減価償却費が料金原価に織り込まれている場合、その理由は妥当か。

あと、4 ポツ目のとおり、固定資産の除却については実施時期は適正か。あと、除却費用について、除却に要する工事費等は適正か。除却損については見積額が適正かといった点が、設備投資に係る論点ということになります。

あと、2 ポツには前々回に議論となりました非化石電源投資関連費用ということでございますが、控除収益から除外されている非化石証書の販売収入との二重計上が行われていないかという、そういう論点でございます。

それを各事業者を確認した結果につきましては19ページ目でございます。結果、非化石証書の販売収入を設備投資額から控除している事業者というのはございまして、その理由について事業者からは「再エネ電源への出資・投資等を含めて、収益の使途が見通せないため」としてございました。これを踏まえて、非化石証書の販売収入の取扱いについてどのように考えるべきか御議論を頂ければと思います。

また少し戻りまして、10ページ目からが設備投資の概要になります。

後ほど各社から御説明を頂く予定のため、ごく簡単に触れるにとどめたいと思いますが、この11ページ目は、各事業者の設備投資額について、現行原価、直近実績と、申請原価の比較を行ったものになります。黄色の網掛けが増加しているところ、赤い網掛けが2倍を超えて増加しているというところになります。

12ページは10ページの表をグラフにしたものでございまして、特に原子力が未達と。あとは、北陸・中国の伸びが顕著な部分が見て取れるものとなっております。

次の13ページから17ページは、各社の設備投資額の推移でございまして、後ほど各社から説明を頂く予定でございます。

あと、21ページからが減価償却費でございます。設備投資の影響が遅れてやってくるといふものになりまして、このため、原価算定期間中の減価償却費と先ほどの設備投資額の

特徴を比べると、例えば原価算定期間中の設備投資額が多かった北陸電力の減価償却費が比較的安く、逆に原価算定期間中の設備投資額が少なかった四国電力の減価償却費が多くなっているなど、グラフの形状は違った印象のものとなってございます。ちなみに、火力発電所も原子力発電所も汽力発電設備に該当いたしまして、減価償却期間は15年となっております。それで各社定額法で算定してございますところ、正しく計算されているかどうかを事務局において点検を行ってまいりたいと思います。

続きまして、28ページからが固定資産除却費ということでございます。これについても実施時期は適正か、除却費用について除却に要する工事費等は適正か、除却損については除却物品の売却価格の見積額等が適正かといった点が論点になるところ、事務局において、特別監査等においてしっかりと見ていきたいと考えてございます。

設備投資については以上でございます。

続きまして、これは多分密接に関係しているものでございまして、事業報酬についても続きまして御説明させていただきます。資料7-2を御覧いただきたいと思います。

まず、2ページ目でございますが、事業報酬とは資金調達コストのこととございまして、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値であるレートベースに、事業報酬率を乗じることで算定されるということでございます。審査の内容としましても、したがいましてレートベース、すなわち事業資産のストックとして不使用設備などが算入されていないか、あとはレートベースに掛けることとなる事業報酬率の値が適切かといった2つに分けられるところでございます。

3ページ目からが、事業報酬の位置付けということでございます。

4ページでございますが、事業を継続的に実施するに当たりましては、費用回収だけではなく資金を円滑に調達する必要がございます。そして、この2つ目のポツ、資金の円滑な調達という点では、銀行・社債等の債権者が期待する負債利率や、株主が期待する利益率が見込まれる場合、継続的かつ円滑に資金調達を実施することが可能である。そういうことから、この3ポツ目のとおり、これら負債利率・利益率の適正水準に相当する額について、「適正な利潤」、すなわち事業報酬として電気料金から回収することを認めているところでございます。4ポツのとおり、事業報酬はレートベースに事業報酬率を乗じることで算定されるということでございます。

このような計算方法を採用ということは、5ページ、料金算定規則で記載されているところでございまして、これを図にしたものが6ページということになります。このリード

書きのとおり、資金調達コストというのはかつては支払利息・配当金・利益準備金等の個別費用を積み上げて算定しておりましたが、1960年から事業資産の価値、すなわちレートベースに事業報酬率を乗じることで資金調達コストを算定する今の枠組みに変わったところでございます。そして、この図の1行目でございますけれども、事業報酬というのはレートベース、すなわち能率的な営業のために必要で、かつ有効だと認められる事業資産の価値に事業報酬率を掛けて算出ということで、レートベースを含む費用としましては、この左側に並んでおります特定固定資産、建設中の資産等々を積み上げて算入することになります。

あと、事業報酬率につきましては、自己資本報酬率と他人資本報酬率を3対7の割合で加重平均することとなっております。そして、事業報酬率はこの β 値というものがキーになっております。この β 値は、注釈にありますように、市場全体の株価が1%上昇するときの株価の平均上昇率でございます。事業経営リスクを表すものになりますが、自己資本報酬率というのは公社債利回りの実績率と全産業自己資本利益率を β 値で加重平均するルールになっておりますので、 β 値が低ければ低いほど、公社債利回り実績率に近づいていき、自己資本報酬率が下がって、事業報酬率も下がって、事業報酬も少なくなると、そういう関係にございます。あと、他人資本報酬率につきましては、10電力会社の直近1年間の平均有利子負債利率で決められるところでございます。

7ページからがレートベースでございまして、8ページがレートベースの論点でございまして、レートベースの各構成要素のうち、特に特定固定資産、建設中の資産については、電気事業の運営にとって真に不可欠な施設のみが織り込まれているかということを経務局の特別監査を通じて確認していきたいと考えているところでございまして、ここに列挙された点以外に監査のポイントとなり得る点がないかと、考慮すべき点があれば御指摘いただければと考えるところでございます。

9ページから13ページ目までは参考資料なので割愛をしまして、14ページからが各社の申請に織り込まれたレートベースの総括表でございます。これから特別監査等を通じて各費用の織り込みが適正か、確認をしていく予定でございます。

15ページから20ページにつきましては、各費目ごとに現行原価と今回の申請の値の対比をまとめたものでございまして、ここについては各社からの説明も予定されているところ、割愛させていただきたいと思っております。

21ページからが事業報酬率でございます。

22ページは、先ほどの図をほぼ再掲したものでございますが、若干論点がございまして、この右下から1番目は β 値の算定期間、2番目に公社債利回り実質率等々の平均期間、あと論点の3番目として他人資本報酬率の算定方法という、この3つが論点になるところでございます。

24ページが各社の事業報酬率の申請状況でございまして、上から3行目といたしますが、この β 値の算定期間ですね、この期間の長さが違うだけではなく、例えば2022年10月まで採録している社もあれば、2021年2月より後は採録していない社もあるなど、直近のデータをどこまで採るかということも異なっております。

そして、25ページに移りまして、 β 値がそろっていない背景事情でございまして、前回2012～2015年の料金値上げでは、直近2年間分を算定期間としていた一方、この下の表のとおり、2021年度、あと2022年度の β 値が極端に低いと。それを回避しようとしたものであるということが β 値がそろっていない背景事情にあると見られます。ちなみに、参考までにですけれども、2013年の β 値が1.09と高い値になっている点については、この2013年の4月に原子力規制委員会から新規規制基準が示されて、再稼働に向けて審査が始まる時期であって、当時、半年ぐらいで審査が終わるのではという期待感もあって電力会社の株価が大きく上がるなど、マーケットの動きよりも電力セクターの株価変動が大きかったことによるものではないかとも考えられるところでございます。

26ページ、 β 値の算定期間としてはどのような方法が考えられるかでございますが、①前回同様、直近2年間とする方法、あと②直近5年程度としつつ、極端に低いあるいは高い値の異常値を除く方法、③例えば直近10年程度等、算定期間を長く採る方法が考えられるところでございますが、どの方法がよいか、あるいはこれ以外にも方法があるかということについて御意見を頂戴できればと思います。

27ページは、金融アナリストにヒアリングをした結果でございまして、安定した時期やそうでない時期も含んで平準化して、恣意性を排除するという点では期間を長く採るのがよいのではないかというコメントをいただいているところでございます。

次に、28ページ、公社債利回りの平均期間でございまして、申請では5年間と7年間に割れているところ、これのどちらを採るべきか、そういう論点でございます。

次に、30ページに行きまして、次は他人資本報酬率の算定方法に係る論点ですが、これは料金算定規則及び料金審査要領上、全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債利率を、有価証券報告書上公表されているデータを用いて計算するということとされて

おります。しかし、発販分離した東電E P・中電ミライズにあつては小売部門が子会社となつてしまったものでございまして、有価証券報告書上のデータが採れなくなつてしまつていところ、連結と親会社単体、あとは連結＋J E R Aのいずれの数値を用いるべきかという、そういう論点となります。

それぞれのメリット・デメリットにつきましては31ページのとおりでございますが、この点についても御意見を頂戴できればと思います。

御説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、事業者さんからの御説明に移りたいと思います。まずは、東北電力・石山様から御説明をお願いいたします。

○石山オブザーバー 東北電力の石山でございます。

資料の説明に入らせていただく前に、弊社の申請原価の算定内容の一部に誤りがございましたことにつきまして、この場で御報告させていただきます。算定の誤りでございますけれども、現時点までに3件確認しております。1つ目は、先ほど事務局の資料に記載のありました原子力バックエンド費用になります。2つ目は、事業報酬のレートベースから除外すべき資産の扱いでございます。3つ目は、今後審議されるその他経費の中の電力費振替勘定（貸方）になります。この度の算定の誤りにつきまして、この場をお借りして深くおわびを申し上げます。今月末目途に再度、原価算定内容を総点検した上で、ほかに誤りがないかどうか確認をしてまいりたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。設備投資からになりますけれども、資料7―3の1ページを御覧ください。弊社は、電力の安定供給とともに、経済性や環境性を向上させるため、今回、年平均で約1,630億円の設備投資額を計上してございます。設備投資は、中長期的な安定供給やカーボンニュートラルの実現などに向けて計画的に実施をしていく必要があると考えております。そのため、原価算定期間においては女川2号機の安全対策工事や水力発電設備の高経年化対策などを計画してございます。

次に、資料の3ページ、事業報酬の概要を御覧いただきたいと思います。弊社は資産抑制に取り組んでございますけれども、資料の左側の1ポツに記載のとおり、レートベースの合計は、原子力安全対策工事による特定固定資産、建設中資産の増加、また燃料費高騰による運転資本の増加により、前回から5,500億円程度増加をしております。事業報酬率については、資料右側2ポツに記載をしております。自己資本報酬率の採録期間は、破線

内の2つ目に記載のとおり、前回と同様、直近7年間を採用しております。また、 β 値も自己資本報酬率と同じ採録期間としてございます。算定の結果、事業報酬率は2.8%、事業報酬額は660億円となっております。

なお、冒頭に触れました算定誤りの内容につきましては、参考資料5―2の9ページのほうに記載をしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

弊社からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして北陸電力・平田様から御説明をお願いいたします。

○平田オブザーバー 北陸電力の平田です。では、設備投資及び事業報酬について、資料7―4で御説明させていただきます。

まず、2ページを御覧ください。リード文1ポツ目で、設備投資計画につきましては、電力設備の効率的な設備更新や機能強化を行い、安定供給の確保を図っていくことに加え、電源の脱炭素化に向け、水力発電所の大規模改修工事や石炭火力発電所のバイオマス混焼拡大工事等を計画しております。右下グラフの真ん中辺りの赤字部分が示す現行原価の設備投資は、当社の電源開発が一段落し、設備投資額が極端に低い水準であった期間に設定されており、それと比較して今回の投資額は699億円増加しております。

2ポツ目、志賀原子力発電所2号機について、新規制基準適合性審査が最大限効率的に進むことを前提に、原価低減を図る観点から、原価算定上の再稼働時期を2026年1月とし、再稼働に必要となる安全対策工事について、先行他社の審査や工事状況を踏まえ、現時点で必要と見込まれる将来分の工事費を算定し、年平均465億円を織り込んでおります。

3ポツ目、この再稼働織り込みにより、安全対策工事完了に伴い発生する減価償却費や再稼働前に必要となる修繕費等の増加を加味しても、燃料費抑制や卸販売の拡大等により128億円の原価低減、値上幅は50銭/kWh程度抑制されております。

続いて、事業報酬について、3ページを御覧ください。リード文1ポツ目で、志賀2号機の再稼働に向けた安全対策工事等による建設中資産の増加や燃料価格上昇による運転資本増加等に伴うレートベースの増加はありますが、事業報酬率が3.3%から2.8%に低下したことにより、現行原価対比で36億円減少しております。 β 値の採録期間については、震災以降の一定の長期間を採録すべきという過去の査定方針の考え方や相関係数を踏まえ、直近から10年間としております。

この採録期間について、資料7―2の26ページに事務局案が3つ記載されております。

事業リスクが発電・小売事業よりも低いとされている送配電の審査で β 値が0.42とされたこと、過去の小売料金審査において0.82～1.06とされたこと、更には27ページに記載の金融アナリスト見解も踏まえて、算定期間はできるだけ長期間とすることが適切であると考えております。

説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、続いて中国電力の小寺様から御説明をお願いしたいと思います。

○小寺オブザーバー 中国電力の小寺でございます。それでは、資料7―5に基づきまして御説明させていただきます。

まず、1ページでございます。設備投資について御説明いたします。当社は、安全性、安定供給、経済性、環境への適合のS＋3Eを同時に達成する電源構成を目指しながら、昨年の11月には非効率経年火力の代替となりますバイオマス混焼も採用した最新鋭の高効率石炭火力、三隅2号機の運転を開始したところでございます。引き続き、当社の最重要課題でございます原子力の稼働を早期に実現すべく、最大限取り組んでまいります。今回の料金原価におきましては、島根2号機が2024年1月末に再稼働し、その後、3号機につきましても算定期間中の稼働は織り込んでおりませんが、その後のできるだけ早い時期に稼働させていくという計画にしております。また、こうした大型電源の取組に加えまして再生可能エネルギーの拡大を推進していくとともに、既存の設備につきましても的確な改修を行いながら機能を維持し、安定供給の確保にも万全を期してまいります。

次のページをお願いします。こうした考え方にに基づきまして、今回の原価におきましては、島根原子力2号機及び3号機の稼働に必要となる安全対策工事を織り込んだ上、再生可能エネルギー拡大のための投資や既設設備の維持に必要となる改修工事を織り込んで計画しておりますけれども、原子力安全対策投資が高水準で続くということで、現行原価と比較いたしまして625億円の増加となっております。また、既存設備の改修工事につきましては、機器の劣化診断などを踏まえて適切な時期に実施する計画としておりますけれども、算定期間中に出力規模の大きな石炭火力や揚水発電所での大型改修工事を計画することから、従来を上回る計画となっております。工事の計画に当たりましては、競争発注など調達効率化や設計・施工方法の合理化など、最大限の効率化を反映しております。3年平均で193億円の投資を抑制しております。

3ページから5ページは、減価償却費、固定資産除却費及び事業報酬の算定概要につい

てでございますけれども、資料に記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

最後、6 ページをお願いいたします。事務局のほうからも御指摘のございました事業報酬率の算定について補足をさせていただきます。当社におきまして、自己資本報酬率につきましては、電気事業は巨額の設備投資に合わせて長期的な視点で資金を調達する必要があるということから、長期的な考え方で算定すべきと考えております。なお、採録期間につきましては、小売全面自由化により小売競争環境に変化があり、その時点で事業リスクにも変動があると考えまして、2016年度を起点としています。また、各諸元の採録期間につきましては統一するのが適切という考えの下、全産業自己資本利益率の採録が可能な2020年度までの5年間としたものでございます。

当社からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、引き続き四国電力・宮本様に御説明を願いたいと思います。

○宮本オブザーバー 四国電力・宮本でございます。それでは、当社からの設備投資と事業報酬について御説明いたします。

まず、資料7―6の設備投資関連費用と事業報酬の概要について、を御覧ください。

1 ページ目には、設備投資の御説明をしております。当社の設備投資は、原子力新規制基準を踏まえた伊方発電所の追加安全対策工事が終了したことや、現在試運転中の西条発電所1号機のリプレース工事が終了することをもって大型投資が一巡することから、前回原価と比べて123億円減の351億円となっております。一方、減価償却費につきましては、2022年度から計算方法を定率法から定額法へ変更したことや償却の進行などによる減少はあるものの、西条発電所1号機リプレースによる増などによりまして、前回原価と比べて45億円増の329億円となっております。また、固定資産除却費については部門ごとに増減はあるものの、前回原価と同等の水準でございます。

続いて、2 ページ目を御覧ください。事業報酬については、料金算定規則に基づきまして電気事業全体に係る事業報酬299億円を算定し、そこから送配電事業に係る事業報酬90億円を減じることで、発電・販売事業に係る事業報酬として280億円を算定してございます。ここで電気事業全体の事業報酬率2.7%としております。こちらは資料の右上に示しております料金算定規則等に基づきまして、自己資本報酬率と他人資本報酬率を算定の上で、30と70のウェイトで算定しております。

なお、弊社は自己資本報酬率の算定時に用いる β 値は0.78としておりまして、その御説明を下の3ボツのところでしております。先ほど事務局からお話いただきましたように、足元から β 値を取ると至近の値が少し小さいということも踏まえて算定しております。考え方としまして、これまでの電気事業の洗い替え改定を行った電力各社の事例で直近2年を採るということでございましたので、それにならって β 値を算定しておりますが、足元からのデータの小さいところをどう除くかということに対して、足元から2年間を採ったデータで β 値が送配電のレベニューキャップ制度におきまして採用された0.42とほぼ同等の0.44であるということも踏まえまして、この数字は送配電よりも事業リスクが高いと考えられる発電・販売事業の事業リスクが適切に反映されていないと考えて、一般送配電事業者が採用した β 値の0.42を下回る期間を除いて、そこから先の2年間を採るということにいたしました。その結果、 β 値が0.78というものを採用してございます。

四国電力からは以上であります。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、最後ですけれども、沖縄電力・上間様に御説明をお願いしたいと思います。

○上間オブザーバー 沖縄電力の上間です。それでは、資料7ー7に沿って、当社の設備投資関連費用及び事業報酬について説明いたします。

2ページをお願いいたします。設備投資関連費用について御説明いたします。左上の表に設備投資計画を示しており、現行原価と比較いたしまして全体で79億6,200万円の減少となっております。主な減少要因としては、現行原価では大型の新規電源開発を織り込んでいたところ、申請原価においては主に改良工事に係る当初の計上となっていることによります。

次に、減価償却費については、固定資産台帳情報や設備投資計画に基づき、定額法で算定しております。償却の進行及び減価償却算定方法の変更などに起因いたしまして、右上の表に示しておりますとおり、現行原価と比較して5億8,100万円の減少となっております。

固定資産除却費については、個別件名ごとの算定が困難なため、原価算定期間の設備投資額に過去実績から算出した除却費比率を乗じた形式で一括算定しております。右下の表に示しておりますとおり、除却を伴う改良工事の増加によりまして、現行原価と比較いたしまして2億8,900万円の増加となっております。

3ページ目をお願いいたします。続きまして、事業報酬について御説明いたします。レ

ートベースにつきましては、特定固定資産の増があることに加え、燃料費の増加により運転資本が増加したことから、左側の事業報酬の表のレートベース合計欄に示しておりますとおり、現行原価と比較して746億9,700万円増加の3,749億5,400万円となっております。事業報酬率については、料金算定規則にのっとり、自己資本報酬率及び他人資本報酬率を30：70で加重平均した率となっております。自己資本報酬率の算定においては、審査要領に記載された一般送配電事業者の算定期間を参照いたしまして、直近7年間の2014～2020年度のデータを採録しております。β値につきましても、同期間の2014～2020年度の7年間を採録期間としております。この結果、左側の事業報酬の表に示しておりますとおり、事業報酬率は現行原価と比較して0.3%減の2.7%となり、一番下の行に示しておりますとおり、事業報酬は現行原価と比較して9億1,800万円増加の61億5,100万円となっております。

当社からの説明は以上となります。

○山内座長 どうもありがとうございました。事務局及び事業者さんからの説明は以上ということになります。

それでは、以上の御説明について皆様に御意見を伺いたいと思います。Teamsの挙手機能でお願いをいたします。

設備投資、それから事業報酬、レートベース、公正報酬比率、総括原価主義でありますので、何か久々に聞いた懐かしい感じを思い出しますけれども、これもやり方がかなり決まっているところがございまして、それについて皆さんの御確認ということと、それから幾つか論点がありますので、その辺も含めて、その辺も中心に御意見を頂ければというふうに思いますが、いかがでございましょう。投資のほうは基本的に事業計画に従って出されているかとかを確認するということから始まりますけれども、設備投資ですね。

圓尾委員が御発言ということで、圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員 圓尾です。

いっぱいポイントがありますけれども、まずβ値からお話ししようと思います。26ページに3つ出ていますが、私は③だと思います。過去2回、震災後はβ値をサンプリングするのに2年を採っていました。けれども、これは震災前と後で電力株の挙動があまりにも違うということで、震災前を参考にするのは不適切だということで、まだ年数が十分たっていなかったために、2年しか採れなかったということです。この「2年」に今以降こだわる必要はないと思います。

それから、レベニューキャップのときも議論しましたけれども、我々が証券分析をやる中で、5年間をサンプリングするのが β 値についてはよく使われる期間です。しかし、何か学術的に意味があるかというとは実は全くなくて、慣例的に5年ぐらい取ればその企業の挙動を見るのに十分ではないかということで、慣習としてやっているにすぎないわけです。今回は、説明いただいたとおり、特に直近2年間で非常に問題になっていまして、皆さんお感じのとおり、電気事業の事業リスクは非常に上昇している一方で、本来であればそれに伴って上昇すべき β がむしろ逆に下がってしまっている。これは現役のアナリストにもヒアリングしましたが、このギャップは非常に違和感があると述べています。ギャップの理由は、電力株が本当に魅力がなくなって、要は売りも買いもされない状況になったので、株価が変動していないからなのです。ですから、この期間を除くのも一つの考え方ですが、恣意的に期間をいじるのもよくないと思いますので、企業の調子のいいときも悪いときも、いろいろな経営状況を1サイクル以上含む期間をもって、 β 値を考えるのが最適だろうと思います。そうすると、震災以降、長く期間を採って β 値を計算するのがまずは適切かなと思っています。

それから、同じ自己資本報酬率を計算する指標である公社債利回りと全産業自己資本利益率の採録期間ですけれども、これに関しては1事業とか1業種の値である β 値とは違って、例えば全産業自己資本利益率となると多くの企業の平均値なので、そんなに長い期間を採らずとも直近で十分なサンプルが採れます。それから、算定期間である今後3年間の状況をよく示すという点では、直近数年間を採るのが適切だと思います。ですから、 β 値に合わせて10年超を採るのも一つの考え方だと思いますけれども、直近の5年とか7年を採るほうがより適切かと思います。5年と7年については、先ほど β 値のときも言いましたが、あまり本質的に意味があるものではなくて、不適切な表現だけど、どっちでもいいようなものだと思います。慣例的に7年を今まで採っていたんだったら、ここは7年取でいいかなと思います。中国さんは恐らく、 β 値とか、全て5年で合わせているのでしょうが、特段それ以上の意味がないとすれば、7年を採用することでいいと思います。

それから、他人資本報酬率に関しては、これはやはり電気事業のリスクが支払利息として表現されるのを幅広く平均的に捉える必要があると思いますので、30ページ、31ページのところで言うと、②の連結にJERAを加えたもの、つまり発電・ネットワーク・小売トータルのアセットを調達するための他人資本が今現状どうなっているかを使うのが適切ではないかと思っています。

それから、設備投資に関して1点だけ質問です。北陸さんに対してなんですが、今回なるべく値上げ率を抑制するという松田社長の御発言で、2026年1月には志賀原子力が再稼働するのを恐らくは確率が低いと思いながらも織り込まれたということだと思います。したがって、ということはそれまでに安全対策工事を終わらなければならないということで、原子力の設備投資がかなり大きくなるのは必然だと思うのですが、これは毎年、向こう10年間の設備投資計画をエネ庁に出しているような、ある意味現実的な設備投資計画と比べてかなり増えていると考えていいのでしょうか。それとも、2026年1月に志賀原子力が再稼働するという想定にはしているけれども、この設備投資額の想定は現実的なものを入れていると考えていいのでしょうか。もし差があるのだったら、その差がどのぐらいのものを教えていただければと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。御質問が出ましたけど、ほかに今挙手されている方はいらっしゃらないので、御質問先は北陸電力でしたかね、お答えを今できればお願いしたいと思いますけれども。いかがでしょうかね。ちょっと今のところ難しいということであれば、また。どうぞ、北陸電力。

○平田オブザーバー まず、今の御質問に関して、まずエネ庁に設備投資額を提出しているという事実はありませんで、当社の社内の設備投資計画に従って、いわゆる実際の投資については10年間の長期間で計画を立ててやっております。今回の原子力に関して、社内で策定しているところの設備投資との差異はどうかということですが、ちょっと今すぐにその差異についてつまびらかに御説明することはできませんが、平均で言うと、当社の社内の設備投資計画に比して今回の料金原価織り込みに当たっては、年平均で150億円程度の投資額の増加になっているというふうに当社のほうで把握しております。

説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。圓尾委員、よろしければ、もし何か更にということであればまた事務局のほうに言っていただいてということでもよろしいですかね。

○圓尾委員 はい。また後で大丈夫です。

○山内座長 お願いいたします。

今、報酬構成比率、計算の仕方等についてはいろいろな御意見を頂きましたけれども、そのほか含めていかがでしょうか。ほかの方で御発言の御希望はいらっしゃいますか。β値については、前のときも、できれば長い期間でβ値を計算するのが望ましいという、そ

ういう議論はしていたというふうに思っております。今の圓尾委員の御発言に整合するものだというふうに思います。いかがでしょうか。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 ありがとうございます。すごく基本的なというか、初歩的な質問を今の時点でさせていただくことになり大変恐縮なんですけれども、設備投資について3点伺いたいと思います。

1点目なんですけれども、消費者の間では再エネ活用には賛同する声がある一方で、原子力への依存に危惧を抱く意見も少なからずある状況です。そこで、今回、東北電力様、北陸電力様、中国電力様においては、原発に係る安全対策費用を大きく計上されています。再稼働は供給計画に織り込まれているために原価算定期間中の費用が膨らんでいると思いますけれども、足元の内容を公表されていますけれども、この設備投資計画を見たときの一般消費者の受け止めとして、足元の化石燃料高騰への代替策として原発活用の効果が大きいとする判断について、改めて消費者が納得するような分かりやすい説明を伺えればというふうに思っております。これが1点目です。

2点目は、各社様とも業務に関する費用計上も増えています。例えば、人が行う作業がIT化や最新技術の導入などの設備投資によって変化したり軽減されるような、人事生産性向上に資するような設備投資が計画されていて、前回、人員計画や人件費の見積りも確認しましたけれども、そちらと相関的な意味で影響を与え得るような、業務に関する設備投資のような計画があれば教えていただければと思いました。

それから、3点目は、設備投資は平準化されて計画的に行われるべきかと思えますけれども、四国電力様においては大方投資が一段落したということで原価算定期間中の投資額がかなり抑えられていて、これは電気料金を支払うほうにとってみるとありがたい御提案だと思いますけれども、このままずっと行くのか、それともこれが今後平準化ということを受け止めればいいのかという辺りも教えていただければと思います。

すみません、大変初歩的な疑問で申し訳ないんですけれども、よろしくお願いします。

○山内座長 ありがとうございます。では、次の発言者は今のところ御希望はいらっしゃらないので、今の質問について、まずは原子力関係は東北と北陸と中国でしたですかね、御質問ありましたので、いかがでございましょう。どうぞ、北陸から手が挙がりましてので、北陸電力から行きますか。それでよろしいですか。では、北陸電力、どうぞ。

○平田オブザーバー 今の河野委員の御質問に関して、先ほど弊社からのプレゼンでも

述べた内容について、より詳細に御説明させていただきます。当社の志賀原子力発電所2号機の再稼働の織り込みによりまして、原価の金額としては3年間平均でマイナス128億円の原価低減となっております。設備投資額の金額を見られて、原子力の投資額が巨額であるという印象を持ちがちだと思いますが、では、それについて原価に織り込まれている費用ベースで見たときにどのようになるのかということと言いますと、まず可変費の減少として燃料費の低減がマイナス59億円、それから市場販売の増がマイナス131億円、それから他社購入電力料、市場購入減がマイナス29億円、いずれも年間平均でございます。これがマイナスとして、トータルマイナス220億円。それから、一方で、原子力関係費用の増として核燃料減損額と再処理費の増加が年間平均プラス23億円となっております。最後に、固定費の増加として、減価償却費、それから修繕費、その他経費等の増で、年間平均プラス68億円。これを全部ネットいたしまして、今回の原価織込みはマイナス128億円となっております。

以上が当社からの回答でございます。

○山内座長 それでは、東北電力はいかがでしょうか。

○石山オブザーバー 河野委員からの御質問のうち、原子力の関係について、弊社から補足的に説明させていただきます。

再稼働により火力の燃料費低減等の経済的な効果があるのかなというふうには捉えているところでございまして、これについては既に申請をさせていただくときの会見の中でも弊社のほうからはコメントをさせていただいているところでございますが、一定の前提を置いた試算で申し上げますと、再稼働によりまして減価償却費等の固定費の増加等はありませんが、火力の焚き減らしメリット等も総合的に評価しますと、大体総原価としては1,000億円程度の低減効果があるものと考えてございます。今回のこの規制料金の単価で申し上げますと、大体kWh当たり1.5円ぐらい引下げの効果がございまして、改定率で申し上げますと、5%程度の低減効果があるものと評価しているところです。そういうところもございまして、設備投資額、それから減価償却費としては、今回女川2号機の再稼働に必要な安全対策工事費の織り込みによりまして増える部分もございまして、今ほど申し上げたような効果が十分あるというふうに認識しているところでございます。

○山内座長 よろしいですかね。あと、中国電力から何かございますか。

○小寺オブザーバー 中国電力の小寺でございます。先ほど御質問いただいた原子力について、一定の試算、前提を置いた試算値ではございますが、今回、2024年1月末の稼働

を織り込んでおります島根2号機で申し上げますと、原価算定期間の平均で燃料費の削減効果を含めまして470億円程度の抑制効果、1kWhあたり1円程度の値上げ幅の圧縮、率としては3%程度の圧縮効果があるということでございます。3号機につきましては、説明の中で申し上げたとおりで、原価算定期間中の稼働がございませんので、燃料費削減効果ということは原価の中には織り込まれておりませんが、原子力全般を通して申し上げますと、火力電源と比較いたしまして燃料費が安いということや、脱炭素という意味からも必要な電源でございますので、将来にわたり有効な電源として活用していきたいと思っております。

それから、もう一つの御質問につきましては、手元に御説明できる内容がございませんので、本日のところは原子力に対する御回答のみということにさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、河野さん、今の点についてはよろしいですかね。

○河野委員 はい。よく分かりました。当初御説明いただいているとは思いつつ、改めて御説明いただきました。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございます。2番目の御質問は、業務改善投資等が増加して、それと前回あった人件費とかそういうものの関係についてということで、これは四国電力様ですか。お願いいたします。

○宮本オブザーバー 2番目のところと3番目のところについて御質問いただいたと思いますので、まとめて御説明させていただきます。

まず、2番目の、業務の効率化というか、IT化等によって、投資しているものと人件費の計画等の関係ということだったと思います。具体的にそれと直接リンクした御説明はちょっとまだできていないんですけれども、前回の人件費のところ、人の減少と事業所の削減等をDXなり新たな取組で補って行って、安定供給を維持しながら労働生産性を上げていくという御説明をさせていただきました。その中で、どのようにIT化とかDX化を進めていくかということについては、ちょっと大分前になるんですけれども初回の効率化のところ、弊社のDXの取組というのを御説明させていただいておりまして、それぞれ設備の側では設備の異常を見つける方法とか、あるいは運用を高度化する方法などについてDXを取り入れていくということを御説明させていただいておりますので、初回の効率

化の資料の後半の辺りを御覧いただくと弊社の取組を御説明させていただいているというふうに思っております。

それから、3番目の、四国の設備投資の件でございますが、詳細な資料の参考資料8—1というものに設備投資関連費用の四国電力の詳細版がございます。その4ページ辺りを見ていただくとあれですけれども、頂いた御質問としては、大型設備投資が一段落しているんだけどこれからどうかというお話だったと思いますが、4ページに今回の原価算定期間3年における電源開発計画を書いてございます。水力・火力・再エネと3つがございますが、そのうちの火力の西条発電所1号機というのは、運用開始の一番右のところを見ていただきますと2023年6月ということで、実際にはもうほぼ工事が終わって試運転をしている段階になりますので、実質的に現在工事しているのは一番上の水力の黒藤川発電所というものと再エネの大豊風力発電所というものでございます。見ていただきまして、名前の横にある「出力」というところを見ていただきまして、それぞれ1,900kWと900kWという比較的小さいものですので、したがって現在原価算定期間に計画している当社の電源の工事というのは、小さな水力と小さな風力をやっているだけではございまして、そういう意味で投資が非常に少なくなっております。それが今後ずっと継続的にそうかということについては、この3年以降の計画をちょっとお示ししていないので分かりにくいと思うんですけど、具体的にその先の長期の計画は全て決まっているわけではございませんが、御承知のとおり、これからカーボンニュートラルの対策を進めていく必要がございまして、再エネについても開発量を増やしていく、あるいは火力の既存の石炭とかLNGとかの電源をCO₂の排出の少ないものに変えていくという工事が出てまいります。ただ、今それらの新しい、例えば水素とかアンモニアについては技術開発中でもございまして、具体的に何年何月に運開するということが織り込まれてはおりませんが、この原価算定期間には直接そういう工事が出てまいりませんが、今後10年間という長いスパンで見ると徐々に出てくるというふうに考えてございます。具体的な数字がそういう意味でお示しできないところではありますが、方向性としてはそのように考えております。

以上であります。

○山内座長 ありがとうございます。河野委員、よろしいですかね。

○河野委員 はい。ありがとうございました。

○山内座長 もし何か追加的なことがあったら、事務局を通じてまたお願いします。

ほかに御質問等はございますか。幾つか事務局の論点提示というのがあったわけですが

れども……。北本委員、どうぞ御発言ください。

○北本委員 まず、レートベースに関する主な論点の、事務局提示の８ページについて。特別監査を通じて、特定の固定資産、建設中の資産を確認するため、一定の固定資産、特に電気事業法で定められている電気事業固定資産について、除かれているべきものが適正であるかを各社比較して確認していただきたいと思います。また、著しく低稼働な整備について、低稼働となっている理由は何かというポイントも確認をお願いします

次に、他人資本報酬率算定に当たり J E R A については、連結＋ J E R A の数字を織り込んだ 11 社平均がよいと考えます。また、有利子負債利子率については直近の有報で 11 社平均を採るということで、これは事務局にお願いですけれども、各社何年の長期借入れについての利子率になるか情報として後ほど教えていただければと思います。

最後に、非化石証書の控除についてです。事務局の提案のとおり、二重計上になっていないかについては改めて確認したい。事業者の方の説明のとおり、再生可能エネルギーの新規電源への投資に関して使っていくものなので、今それをどのように管理されているか、今回の投資額の中に再エネへの投資があって、そこから控除できるものはないのか確認をお願いできればと思っています。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。コメントについては、まとめた後、事務局のほうからお願いいたします。

レートベースは、以前、これは意図的ではないと思いますけれども、レートベースの書画骨董とかというのが入っていたことも昔はあったと。よく確認してくださいということです。書画骨董とか、絵とか、そういうやつね。

梶川委員、どうぞ御発言ください。

○梶川委員 今まで、圓尾委員、北本委員、また山内先生がおっしゃられたことと結論的には全く、ほぼ——ほぼというか、同一でございます。

まず、この β 値の長さというのは、これは市場の状況とか、企業の、特に個別のビジネス構造とか、いろいろな問題はあるとは思いますが、会計なんかのより個別に確からしさというお話より、この料金査定というのは分かりやすさというのがすごく重要になると思いますし、今回ある意味では何社か上がってきたという中で、やっぱりそういう意味では少し統一性のある、個別の事情もある意味では上回る統一性のある形というのと、やっぱり長い期間の中でいろいろな状況が平均的に反映するということになるのではないかとい

うふうに思います。

それから、非化石のお話は、私、この事務局の、むしろどちらかというと事務局は二重になっているのではないかというお話については同意いたします。料金で一応回収されてということになれば、その収入というか、回収という面で言えば、もう一つ別に現実に収入を回収されたということがあった場合、これは両者でなっております。それをどう使うかという話と、そこは少し整理が必要になるのではないかなというので、その確認は必要になるのではないかなというふうには思います。

その2つについては、長い期間のデータベースと β 期間、それから非化石のほうはそんなような思いでございます。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員 すみません、遅れてきて参加して申し訳ありませんでした。

β 値に関しては、10年程度の長い期間を採るのは自然だと思います。今までは、この β 値に限らず、震災で大きな構造変化があったことを踏まえて、震災後でできるだけ長い期間を採るという考え方をしたことがあったと思います。しかし、例えば β 値とかは、本当に長ければ長いほどいいのか。他のものもそうですが、例えば極端なことを言えば、震災がなかったとして1960年代、1970年代のデータも使って計算するのが正しいのか。あるいはもっと直近のものが正しいのか。この手の議論をしたときには、本当は10年ぐらい採れるのが望ましいのだけれど、震災の前とは構造が大きく変わったから、だから震災のところで打止めにする発想があったと思います。そう考えれば、直近で採れるものから10年と決めてしまえば、震災から10年以上たっているのに、今後は「震災以降」という言い方をしなくても、かつちりしたルールが定められると思います。できるだけ長くというか、できるだけ近いところから10年とかというようなことに決めるのは一つの考え方だと思います。10年だと長過ぎるのもっと短くするという考えもあり得ると思いますが、私は10年程度というのがいろいろな意味でも、仮に異常値が入ったとしてもならされることを考える点からしても、よいと思います。

次に、非化石に関してです。私は先ほどの北本委員の意見は理解しかねます。事業者の主張は全く理解しかねます。まず、これの目的は、料金を下げるためではないというのは全くそのとおりだと思います。これは非化石の投資を促すためであり、それがその投資に

使われるということは想定されている。したがって、費用最小化という観点からしたら、仮にそこまで再エネあるいは非化石電源に投資しなくてもいいということがあったとしても、そのような要請から当然にそれに対応するだけの投資をし、それが非効率的だから査定するなどということはあってはいけないというのが、まさに目的がそうだったからだということを考えた査定だと思います。でも、だからといって、料金のところで、料金を下げる目的ではないから入れないなんて、全く非論理的だと思います。容量市場を考えてみてください。容量市場の目的がキャパを維持し、そのための投資をする。それは新規投資なのか、維持のための投資なのかは別として、そのようなことをするインセンティブを与えるためであり、その容量市場で得たお金はそう使うことがある意味で想定はされていると思います。しかし、だからといって、容量市場から入ってくるお金は控除収益にならないという理屈がおかしいというのと同じ理由で、非化石のほうも、これがその控除収益にならないという理屈は全く私には理解しかねます。もし入れないなら、それに見合うコストのほうも入れないという事務局の発想は間違っていないと思う。でも、これは本当にそこまでちゃんと分別管理されているのでしょうか。そうすると、ちゃんと分別管理されていないということ——一定の整理はされていると思いますが、本当に完全にひもづけた形できちんと整理されていない、分別管理がされていないということだとすれば、もうそのやり方は採用しようがないので、むしろ控除収益として立てて、一方で非化石というのは一定調達しなければいけないからコストがかかるという格好でコストでも立てるというのが現実的だと思います。本当に分別管理されているのでしょうかということは、厳格に分別管理されているのかは、きちんと確認する必要があると思います。

いずれにせよ、これは値下げをするため、消費者に還元するために行われるものではないというのは、それは全くそのとおりでと思いますが、それは容量市場も全く同じ。なぜここだけ扱いがそんなに変わるのかは、私は全く理解しかねます。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。北本委員、どうぞ。

○北本委員 今の松村委員の御意見と私は同じ意味ですけれども、私の説明が不十分だったので誤解を与えてしまったんだと思います。非化石証書については控除すべきものと思っていますが、まず事業者が言っている収入が対応すべきだという主張でありますので、事業者の方の再エネ可能関係の設備投資の額と控除収入との関係の整理を確認させて

ほしいということになります。

以上です。

○松村委員　すみません、誤認して申し訳ありませんでした。

○北本委員　いえ、こちらこそ分かりにくい説明で失礼いたしました。

○山内座長　ということでよろしいですね。

ほかにありますか。

事務局としてはあれですか、皆さんいろいろ御意見いただきましたけれども、もう少しこのところを論じてほしいとか、そういうことはありますか。

○池田取引監視課長　ありがとうございます。1つ、平均有利子負債利率の算定についてでございまして、連結＋J E R Aがいいのではないかという御示唆を頂いたところでございますけれども、資料7－2の23ページをちょっと投影いただきたいんですけれども、料金算定規則の第四条第5項第二号ですけれども、ここには全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債率の云々というふうになってございまして、省令のこの規定との関係で許容されるかどうかについては、事務局において検討していきたいというふうに思います。

あと、すみません、北本委員がおっしゃられた特別監査における心構えのところについては、事務局として受け止めたいと思います。

あと、非化石証書の売上げの、実際どう実態として取り扱っているかとか、あとは控除収益の可能性といったところについては、また事務局において検討していきたいと思います。

あと1点、事務局から委員の皆様にもちょっと御意見を頂きたいところがございまして、事業報酬についての、今回各委員から頂いた御意見の方針で検討した場合、事業者の計算結果よりも増査定の結果となった場合にどう考えればいいのかというところについてちょっと御意見を頂戴できればと思います。

○山内座長　はい。これはやり方を統一してやって皆さんの御意見に従ったけれども、増査定になってしまうようなケースはどうしますかということなんだけど、皆さんいかがですかね。具体的に何かあれですか、やってみたらこうなるというのは何かあるんですか。もちろん名前は出さないにしても。

○池田取引監視課長　いや、ちょっと今は純粹にお聞きというふうに……。

○山内座長　なるほど。何があればですか。聞いてきて増査定になってしまうような感じ。

○池田取引監視課長　この β 値……

○山内座長　 β 値について。

○池田取引監視課長　 β 値については本当にもう微々たるもので、あまり差がない状況ではあるんですけども、ちょっと、そこをやはりそろえるべきか、あるいは——実際の β 値は資料7—2の24ページにあります。それで見ると、各社そこでいろいろ数字を出しておりまして、そこで、例えば今の10年という形でやると北陸電力さんのやり方に近い形になるんですけども、そうしたら例えば2.6とか2.7%から2.8%にちょっと上がることになる。そこを2.8でそろえるべきなのか。例えば中国電力の2.6%が2.8%になったりすることがあると。

○山内座長　なるほど。これはどう考えるかですね。1つは程度の問題というのはあるかもしれないし、方針としてどうするかという問題もあるかも分からないね。どうですかね、皆さんの御意見。

どうぞ、圓尾委員。

○圓尾委員　結果としては、結論としては、増査定は認めることはしない、必要ないだろうと思います。厳しいことを言うようですけども、やはり自分たちのビジネスにどれだけの事業リスクがあって、それに対してどれだけのリターンが必要なのかを考えて行動するのは経営の一丁目一番地です。各社さんがいろいろ考えて、こうやって結果を出されてきたと思うのです。我々は我々で統一した、これが適正なのではないかという見解を出さなければいけないからこうやっていますけど、各社が各社なりに考え方があるのは当然で、低い数値を出してきたところをわざわざ引き上げる必要は、これで大丈夫だと言って出しているわけですから、ないのではないかと思います。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員　私も、これは統一する云々というのは、査定という性格上、分かりやすさというのを考えて、この統一ということはやっぱりあると思うので、そういう意味では、個別の確からしさについてある程度お考えになっておられれば、それはやっぱりそれで尊重していいのではないかと。そういう意味では、増査定は、やはり増査定を説明できるほど私はこの査定行為の中の説得性はないような気がいたします。したがって、統一的にやった上で、更に低くなる個社についてはそこで、申し訳ないかもしれませんが願

いをするという部分だと思います。やっぱり増査定するという説明責任というのは私は果たし切れるものではないのではないかなという気はします。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうかね。大体察するところ皆さん同じようなお考えを持っているのではないかなというふうに思いますし、それから——松村委員、どうぞ。

○松村委員 念のために確認したい。増査定なしという方針で一番ひどいことをやってしまうと、例えば β 値はこのやり方がきつと正しいと言って、それよりも低いのはそのまま据置き。そのほかの項目、他人資本に関連するところだとかについてもこれが正しいと定めて、高いところは削って低いところはそのままとすること。そんなひどいことはせず、全体の仕上がりの事業報酬率に関して増査定しないという意味ですよ。

○山内座長 なるほど、なるほど。

○松村委員 つまり、今回の場合はほんの僅かですけど、例えば中国電力は全般にすごく低くなっているけど、真ん中のやつだけちょっとだけ高くなっている。ここを査定されて、他の項目は増査定なしというのは、ちょっとあまりにもひど過ぎるのではないかという気がするので、全体として出てきた値が仮に基準よりも低かったとしても増査定しないという御提案。そういう意味ですよ。先ほどのお2人の発言も含めて。みなが増査定しないというのはそういう意味だということを念のため確認させてください。

○山内座長 なるほど。事務局的にはどういうふうに考えて……

○圓尾委員 圓尾です。私はその意味で言いました。2.8、2.6という数値を見て発言しています。

○山内座長 そっちのほうで、出来上がりのほうでということだね。さっきの事務局の説明は β 値のところで説明したので、 β 値だけを見ているような感じになってしまったんだけど、事務局としてはどういうふうに考えて。

○池田取引監視課長 すみません、この仕上がりの……

○山内座長 仕上がりのところで。松村委員、仕上がりのところということで。

○松村委員 はい。ありがとうございました。確認したかっただけです。

○山内座長 そうであれば、恐らく先ほどの圓尾委員と梶川委員の御趣旨が理解されるのではないかということにはなるかと思います。

○梶川委員 私も発言した意味はそういうことでございます。

○山内座長 一般に今までの査定についても、あまり増査定というのは基本的にはない

と。さっき梶川さんおっしゃったように、それは増査定するだけのちゃんとした説明責任が問われるということだというふうに思いますよね。

ほかによろしいですかね。今、大体御意見はそういうことでしたので。そのほかいらっしゃいますか。

事務局、よろしいですか。先ほどいろいろ出た御意見のコメントも併せて頂いたんですが、コメントで追加することとかはありますか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、これからの内容については、御意見を踏まえて次回以降また改めて御議論させていただくということになろうかと思います。それで、議事は以上でよろしいですね。

それでは、今後の進行については事務局でお願いします。

○池田取引監視課長 本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第32回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——